



「未熟児養育医療給付」利用の手引き(申請案内)

1. 未熟児養育医療給付とは？

身体の発達が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その入院治療に必要な医療費を市が公費負担する制度です。養育医療給付を受けることができるのは、全国の指定養育医療機関での治療に限られます。なお、世帯の市町村民税額等に応じて、徴収基準月額（自己負担金）を決定します。

2. 対象者は？

吹田市内に居住する1歳未満の乳児で、出生直後に次に掲げる①又は②のいずれかの症状に該当し、指定養育医療機関の医師が入院養育の必要を認めた方が対象となります。

① 出生体重が2,000g以下の未熟児	
② 生活力が特に薄弱であって、次に掲げるいずれかの症状を示すもの	
(ア)一般状態	a 運動不安、けいれんがあるもの b 運動が異常に少ないもの
(イ)体温	摂氏34度以下
(ウ)呼吸器循環器系	a 強度のチアノーゼが持続するもの、チアノーゼ発作を繰り返すもの b 呼吸回数が毎分50を超えて増加の傾向にあるか又は毎分30以下のもの c 出血傾向の強いもの
(エ)消化器系	a 生後24時間以上排便のないもの b 生後48時間以上嘔吐持続しているもの c 血性吐物、血性便のあるもの
(オ)黄疸	生後数時間以内に現れるか、異常に強い黄疸のあるもの (重症黄疸による交換輸血を含む)

3. 適用期間は？

養育医療の適用期間は、医師の意見書に記載された診療予定期間の始期（初日）から最長6か月です。なお、承認期間を超えて治療が必要と認められる場合は、医療機関を通じて「養育医療継続診療協議書」を提出することで、1歳の誕生日の前々日まで（民法の規定上、誕生日の前日をもって満年齢に達したとみなされるため）の範囲で継続が可能です。

4. 給付の内容は？

入院治療における診察・医学的処置・治療等の支給に対して公費負担が受けられます。ただし、健康保険の適用となる医療費が給付範囲となるため、おむつ代や差額ベッド代等の保険適用外のものについては対象となりません。

5. 申請手続きは？

(1)申請方法

①オンラインで申請

別紙「未熟児養育医療給付に係るオンライン申請のご案内」をご確認ください。

【オンラインで申請する場合】

右記掲載の二次元コードより申請を行ってください。

※詳細は「未熟児養育医療給付に係るオンライン申請のご案内」をご覧ください



オンライン本申請用二次元コード↑

②窓口で申請

窓口で申請する場合は以下の申請窓口に、必要書類を提出してください。

名称	所在地	電話番号
児童部 すこやか親子室 (吹田市立保健センター内)	〒564-0072 吹田市出口町 19 番 2 号	06-7220-3796

(2)申請期間

必ず入院中に申請を行って
ください。

※入院中の申請が間に合わない場合
は右記の仮申請を行ってください。

-----【入院中の申請が間に合わない場合】

電子申込による仮申請を受付けています。
右の二次元コードから仮申請してください。
後日、必ず必要書類をそろえて



- ① オンライン
- ② 窓口

いずれかで、本申請してください。 仮申請用二次元コード↑

(3)必要書類等

① オンライン申請の場合

「未熟児養育医療給付に係るオンライン申請のご案内」をご覧ください。

② 窓口で申請する場合

以下の①～⑤の書類をご準備ください。

	書類名等	記入者	備考
①	養育医療給付申請書	扶養義務者	記入例を参考にご記入ください。
②	養育医療意見書	医 師	指定養育医療機関に作成してもらってください。
③	世帯調書	扶養義務者	記入例を参考にご記入ください。
④	健康保険の内容が確認 できるもの	—	本人(乳児)の健康保険証が発行されていない場合、加 入予定(扶養義務者のどちらか)の健康保険が確認でき るものの写し等をご提出ください。(1～4のどれか) 1 資格確認書 2 資格情報のお知らせ 3 マイナポータルの資格情報画面を紙で出力したもの 4 マイナポータルの資格情報画面(スマートフォン)
⑤	扶養義務者(原則、父母両方)の市町村民税課税証明書(※ 必要な方のみ) ※ ③の世帯調書にマイナンバーを記載いただくことで、すこやか親子室側で課税額を確認するこ とが可能です。未申告の場合や申請時点において本市に住民票がない場合は、確認すること ができません。該当する方は、以下のとおり課税証明書を取得いただき、ご提出ください。 ● 申請月が4月～6月の場合 ⇒ 「 前年度 」の市町村民税課税証明書 ※ 前年の1月1日時点の住所地で取得できます。 ● 申請月が7月～3月の場合 ⇒ 「 当年度 」の市町村民税課税証明書 ※ 当年(1月～3月は前年)の1月1日時点の住所地で取得できます。		

<生活保護等に該当する場合は、⑤に替えて以下の書類が必要です。>

区 分	提出証明書類
生活保護法による被保護世帯	福祉事務所等の発行する受給証明書
中国残留邦人等支援給付受給世帯	福祉事務所等の発行する本人確認証(写し)又は受給証明書

6. 保護者(扶養義務者)の自己負担は？

(1)自己負担金(徴収基準月額)

養育医療の給付対象となる乳児が属する世帯の市町村民税額等に応じて、下表のとおり徴収基準月額が決定されます。多胎児などで、養育医療対象者が2人以上いる場合は、2人目以降は加算月額(徴収基準月額の10分の1)が適用されます。

徴収基準月額表

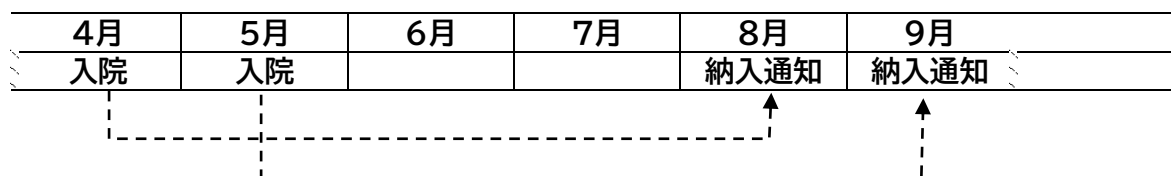
階層区分	世帯の階層(細)区分		徴収基準 月額	徴収基準 加算月額
A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付受給世帯		0円	0円
B階層	A階層を除き当該年度の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみの課税世帯		5,400円	540円
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1階層	15,000円以下	7,900円
		D2階層	15,001円以上 21,000円以下	10,800円
		D3階層	21,001円以上 51,000円以下	16,200円
		D4階層	51,001円以上 87,000円以下	22,400円
		D5階層	87,001円以上 171,300円以下	34,800円
		D6階層	171,301円以上 252,100円以下	49,400円
		D7階層	252,101円以上 342,100円以下	65,000円
		D8階層	342,101円以上 450,100円以下	82,400円
		D9階層	450,101円以上 579,000円以下	102,000円
		D10階層	579,001円以上 700,900円以下	123,400円
		D11階層	700,901円以上 849,000円以下	147,000円
		D12階層	849,001円以上 1,041,000円以下	172,500円
		D13階層	1,041,001円以上 1,222,500円以下	199,900円
		D14階層	1,222,501円以上 1,423,500円以下	229,400円
		D15階層	1,423,501円以上	全額
				全額の10分の1に相当する額(その額が26,300円に満たない場合にあっては、26,300円)

(2)自己負担金の支払い方法は？

吹田市から診療月の約4か月後(最短)に送付する「納入通知書」によって、指定金融機関やコンビニエンスストア等でお支払いいただきます。(詳細は納入通知書の裏面をご確認ください。)入院が複数月にまたがる場合でも、ひと月ごとの請求となりますので、あらかじめご了承ください。

(※ 医療機関等から医療費情報が市に提供される時期によっては、1年以上経過してから納入通知が届くこともありますので、ご了承ください。)

納入通知書送付のイメージ) ※4か月後(最短)の場合



(3)子ども医療証をお持ちの方

未熟児養育医療制度は、子ども医療費助成制度と併用することができます。

このため、納入通知書の請求額は、養育医療自己負担額から子ども医療費助成額を差し引いた額となります。

7. 申請後について

(1)医療券について

医療券は、申請から約1か月後を目途に郵送します。

(2)申請内容に変更(氏名・住所・電話番号・被保険者証等)が生じた場合

「養育医療券記載事項変更届書」を提出してください。

(3)医療券記載の診療予定期間を継続したい場合

「養育医療継続診療協議書」を、指定養育医療機関を通じて提出してください。

(4)医療券を紛失した場合

「養育医療券再交付申請書」を提出してください。

8. よくある質問

(1)養育医療給付の承認を受けた場合、医療機関での支払いは必要ですか？

未熟児の治療で健康保険対象分の費用については、吹田市が負担(立替え)しますので、医療機関の窓口でお支払いいただく必要はありませんが、健康保険対象外分(差額ベッド代やおむつ代等)については、医療機関の窓口でお支払いいただく必要があります。

(2)子ども医療証を持っているのですが、養育医療の承認を受けた後、自己負担金の支払いに関して、必要な手続きはありますか？

養育医療の自己負担金の納入通知書を送付する際、子ども医療証をお持ちの方には、養育医療の自己負担金から子ども医療費助成制度の公費負担分を差し引いた額を請求額として送付します。そのため、子ども医療の還付申請など別途に手続きを行う必要はありません。

《お問い合わせ先》

吹田市 児童部 すこやか親子室

所在地 吹田市出口町19番2号
(吹田市立保健センター内)

T E L (06)7220-3796

F A X (06)6384-1175

